

「指定短期入所生活介護事業 朱雀」

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(堺市指定 第2776503142号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

(指定短期入所生活介護)

1. 事業所法人

「法人名」 社会福祉法人 南の風
「代表者名」 理事長 吉川 美幸
「法人の所在地」 堺市堺区甲斐町西2丁1-15
「設立年月日」 平成13年7月3日

2. ご利用事業所

「事業所の種類」 指定短期入所生活介護事業所
令和3年7月1日指定 堺市第2776503142号
「目的」 指定短期入所生活介護【指定介護予防短期入所生活介護】は、介護保険法に基づきご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来る様に支援する事を目的として、日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用頂き、短期入所生活介護サービスを提供します。
「事業所名称」 短期入所生活介護 朱雀
「代表者氏名」 施設長 由留木 聖志
「事業所連絡先」 電話：072-250-1115（代）
FAX：072-250-1119
「事業所の所在地」 堺市北区中長尾町1丁2番12号
「運営方針」 ユニットケアの概念である介護が必要な状態になっても、ごく普通の生活を営むことができる様、施設サービス計画書に基づき、能力に応じ、自立した日常生活を営めるようにするものでなければならない。又、利用者の意思及び人格を尊重し、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、常にその者の立場にたった、サービスの提供に努めるものとする。
「ご利用定員」 20名

3. 職員の配置状況

職種	実配置人員	職務内容
1 施設長（実配置人数）	1	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2 介護職員（実配置人数）	40	利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う
3 看護職員（実配置人数）	5	利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を行う
4 生活相談員（実配置人数）	1	利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う
5 介護支援専門員（実配置人数）	1	利用者の要介護申請や調査に関する事と、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関する事と、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務を行う
6 事務職員（実配置人数）	2	庶務及び会計事務とする
7 機能訓練指導員（実配置人数）	1（兼務）	利用者の機能訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導などをを行う
8 医師（実配置人数）	1	利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる
9 管理栄養士（実配置人数）	2	栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う

4. 居室の概要

当事業所では、ユニット型の居室ですので、全室個室となっています。

5. 提供するサービス

①食 事

- ・ 管理栄養士が作成する献立表をもとに栄養面及び利用者の状態、嗜好に合わせた食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援の為原則として離床し、食堂にて食事をして頂きます。
- ・ 食事時間

朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

②入 浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。利用者の有する能力を生かして可能な限り一般浴での入浴を目指しますが、ADLの状態本人の希望により特別浴での入浴もして頂けます。

③排 泌

- ・ 各利用者の排泄パターンを把握し、身体能力を最大限に活用した援助を行い自立に向けた援助を行います。

④送 迎

- ・ ご利用者の自宅と当事業所間の送迎を行います。

6. 利用料金

- 1 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスを利用した場合の料金は、介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)によるものとし、当該短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない場合(償還払いになる場合)に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 送迎に要する交通費(実施地域外の送迎の実費分)
- 4 介護保険外の料金は、下記のとおりとする。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食事代	300円	600円	1,000円	1,300円	1,700円
居住費	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円

※第1～第3段階の方は、市町村から施設に補足的給付(補助)があります。

- ② ホーム喫茶代 1日(消費税非課税) ※希望されない時は徴収いたしません。
・コーヒー、紅茶、ココア、その他飲料水 実費
- ③ 電気代(消費税非課税) テレビ、電気毛布等(居室内で使用された方のみ) 実費
- ④ 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供するにおいて、通常必要となるもので、利用者に負担させることが適當と認められるものの費用。
- ⑤ 当日キャンセル分のみ食事代を徴収いたします。
- 5 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たって、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明した上で、同意を得なければならない。

7. 利用料等のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、月末締めでご請求しますので、請求書が届きましたら、月末までに下記の方法にてお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- A：窓口での現金払い
- B：金融機関指定口座への振り込み
- C：金融機関指定口座の引き落とし

8. 緊急時における対応方法

- ・事業者は、現に短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族に連絡を取り施設が定めた協力医療機関吉川病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- ・利用者に対する短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- ・利用者に対する短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者： 施設長 由留木 聖志
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

14. 秘密保持及び個人情報の保護

指定短期入所生活介護事業所〔指定介護予防短期入所生活介護事業所〕は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続する。ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においても個人情報が含まれる記録物の漏洩を防止する。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 : 無
評価機関の名称 : 無

16. 指定短期入所介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する相談・苦情について

苦情等の受付について

当施設における苦情等の受付

* 苦情等受付担当者

生活相談員 江川 謙磨

* 苦情等解決責任者

施設長 由留木 聖志

* 受付時間

毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

TEL 072-250-1115 (代)

17. 行政機関、その他の苦情受付機関

施設以外の苦情受付機関

*大阪府国民健康保険団体連合会

大阪市中央区常磐町1丁目3番8号

TEL 06-6949-5418

*堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7513

*堺市堺区介護保険係

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7520

*堺市中区介護保険係

堺市中区深井沢町2470番7号

TEL 072-270-8197

*堺市東区介護保険係

堺市東区日置荘原寺町195番1号

TEL 072-287-8112

*堺市西区介護保険係

堺市西区鳳東町6丁600

TEL 072-275-1912

*堺市南区介護保険係

堺市南区桃山台1丁1番1号

TEL 072-290-1812

*堺市北区介護保険係

堺市北区新金岡町5丁1番4号

TEL 072-258-6651

*堺市美原区介護保険係

堺市美原区黒山167番1

TEL 072-363-9316

令和 年 月 日

同意書

指定短期入所生活介護事業所〔指定介護予防短期入所生活介護事業所〕のサービス提供の開始に際し、本書面に基づきご利用者に説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所〔指定介護予防短期入所生活介護事業所〕 朱雀

説明者職名

生活相談員

氏名

印

社会福祉法人 南の風

理事長 吉川 美幸

印

私は、本書面に基づいて、指定短期入所生活介護事業所〔指定介護予防短期入所生活介護事業所〕から重要事項の説明を受け指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供開始に同意いたします。

ご利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印